

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成30年5月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
本部情報システム管理課労働者派遣業務	H30.5.25	1,062,315	随意	1,062,315	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都新宿区西新宿8-4-2 野村不動産西新宿ビル6階 株式会社リクルートスタッフィング	
FAX一斉同報サービス	H30.5.31	1,599,730	随意	1,599,730	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区虎ノ門4-3-13 株式会社ネクスウェイ	
業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H30.5.2	16,671,916	随意	16,671,916	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
人事・給与・勤怠システム(COMPANY)ライセンス及びソフトウェア貸借契約の変更契約	H30.5.9	7,767,935	随意	7,767,935	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社	
FAX連携・配信システムの保守及びリース延長契約	H30.5.16	2,818,484	随契	3,929,025	71.73%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社 東京都千代田区丸の内1-3-2三井住友銀行東館 三井住友ファイナンス&リース株式会社	
業務管理システム及び債権管理システム再構築に係るデータ移行支援業務契約(変更契約)	H30.5.23	8,209,555	随意	8,209,555	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
拠点事務所用IP-PBX設定変更等業務委託一式	H30.5.24	1,610,064	随意	1,610,064	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約の延長契約	H30.5.24	18,509,040	随意	18,509,040	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約の延長契約	H30.5.24	16,833,960	随意	16,833,960	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
次世代インフラ構築プロジェクト「B-2財務会計編」に関する契約等の変更契約	H30.4.30	1,777,762	随意	1,777,762	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号 NECキャピタルソリューション株式会社	
被害者国選弁護業務管理システムに係る保守業務委託契約の変更契約	H30.4.30	4,180,597	随意	4,180,597	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都台東区浅草5-4-2伊予ビル4F 株式会社インターアーク	
寄附財産(金塊1キログラム)の換金	H30.4.26	4,976,468	随意	4,971,000	-	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都新宿区新宿3-3-10 田中貴金属工業株式会社	

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.5.28	1,644,868	随意	1,644,868	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番40号 株式会社自転車の山口屋	
合 計		87,662,694						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 外国で契約をする場合
 - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
 - (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
 - (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの